

生徒心得

1. 通学

- (1) 登下校に際しては、本校指定の学生服を着用し、交通道德を守り、安全に心掛け、他人に迷惑をかけない。
- (2) 始業時刻 10 分前までに登校し、午後 5 時までに下校する。やむをえず、欠席、遅刻をする時は始業前に連絡を入れる。
- (3) 校内への立ち入りは、定められた門を利用する。
- (4) 自転車通学に際しては、事前に自転車の安全点検を受け、登録し、本校指定のステッカーを後方から見える位置に貼る。自転車に乗る際には、自転車用ヘルメットを着用する。
- (5) パイクなどエンジン付きの車に乗って登校してはならない。
- (6) 部活動や生徒会活動等の特別の事由で下校が遅れる場合は、担当の先生に居残り許可を受ける。
- (7) 登校したら下校するまで、校外に出てはならない。必要止むを得ない場合は、学級担任の許可を受ける。
- (8) 休業日は原則登校しない。ただし、部活等で登校する場合は、担当の先生の指示に従う。

2. 礼儀

- (1) 礼儀を守り、言葉づかいや行動は組野にならないようにする。
- (2) 来校者には挨拶し、失礼のないようにする。
- (3) 校内外を問わず本校教職員に出会った時は挨拶する。
- (4) 校長室や経営企画室、職員室等に入退室する際は、服装を正し、正しく挨拶して入退室する。

3. 学習

- (1) 授業の始めと終りには、正しく礼をする。
- (2) 授業中は、授業に必要な物を持ち込まない。
- (3) 授業中は静粛にし、担当の先生の許可なしで定められた座席を変えてはならない。
- (4) 授業に必要な教材を忘れた時は、担当の先生に申し出る。
- (5) 定期試験については、次の点を守る。
 - ア 指定された座席に座る。
 - イ 机の中は空にし、机の上には鉛筆、シャープペン、消しゴムや指定のもの以外は置いてはいけない。
 - ウ 教科書類及び各自の荷物はカバンにしまい、チャック等を閉める。
 - エ 携帯電話等電子機器及びスマートウォッチ等は、電源を切りカバンに閉まっておくこと。

4. 校内外生活

- (1) 教室と分担区域は、毎日清掃する。清掃終了後は担当者の点検を受ける。
- (2) 校舎・校具を破損した場合は、申し出て責任を明らかにする。特別な例外を除き弁償する。
- (3) 校内において団体を組織し、集会を開いたり、文書を配布または掲示したり、掲示した文書をはがしたり、あるいは金品を集めたりする際は、生活保健部の許可を受けなければならない。
- (4) 生徒間で、みだりに金銭や物品の貸し借り、売買をしてはならない。
- (5) アルバイトは原則禁止する。ただし、止むを得ない場合は、担任と相談する。
- (6) 貴重品は自己責任において管理する。

5. 校舎・校具

- (1) 授業以外に教室等を使用する場合は、顧問または指導責任の先生と管理責任者の指示に従う。
- (2) 校舎・校具や樹木等を大切に使う。
- (3) 校舎内では、ボール投げをしたり走ったりしない。
- (4) 校舎の屋上の使用は、担当する先生または顧問に許可をとる。

6. 賞罰

- (1) 3 年間を通して、皆勤、精勤の者を表彰する。

(2) 問題行動など教育上必要があると認めたときは、校長は次の懲戒を加える。

ア. 退学 イ. 停学 ウ. 訓告 エ. 訓戒 オ. その他

(3) 退学は、次の各号に該当する者などに行う。

ア. 素行が不良で、再三の指導にも反し、改善の見込みがないと認められる者。

イ. 学業を怠り、または学業劣等で卒業の見込みがないと認められる者。

ウ. 正当の理由がなく欠席の多い者。

エ. 学校秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

(4) 試験の際の不正行為、暴力行為、いじめ、窃盗、喫煙・薬物・飲酒(それに類する行為)、頭髪等服装規定違反、装飾品等の使用、バイク等による登下校、器物破損、その他校内外における非行行為は、特別指導の対象になる。

服装規定

服装は質素、端正、清潔にし、通学に際しては図に示す本校指定の学生服を着用する。

男子生徒

1. 登下校時、上着は黒の標準型詰めえりで、校章入りボタンを用いた左襟に学年章をつけ、上着の中には白いワイシャツを着ること。防寒具として、上着の下にセーターのみワイシャツの上に着用を認める。(色は黒・紺・灰・白いすれかに限定し、パーカーは認められない。)またトレーナーやフード付きのパーカーは認められない。
2. ズボンは黒の標準型を着用する。
3. 夏季(5月1日から9月30日)は上着を着用しないで登校してもよい。ただし気候によって10月31日までは上着を着用しないでワイシャツの上にセーターを着用することも良い。ただし、セーターの色は黒・紺・灰・白いすれかに限定し柄物、は認められない。またトレーナーやフード付きのパーカーは認められない。

女子生徒

1. 上着は濃紺のスーツ型で、前合わせボタンは2〜3つボタンのシングルボタンを用い、スーツの中には白いワイシャツを着ること。防寒用として、男子に準じたセーターを着用することを認める。
2. スカートは濃紺の24本車ヒダの型又は、学校指定のズボンを着用する。
3. 上着には校章入りイプシ銀ボタンを用い、左襟に学年章をつける。
4. 学校指定のリボンタイを着用する。学校指定のズボンを着用する場合は、学校指定のネクタイを着用する。
5. 夏季(5月1日から9月30日)は上着を着用しないで登校してもよい。ただし気候によって10月31日までは上着を着用しないでワイシャツの上にセーターを着用することも良い。ただし、セーターの色は黒・紺・灰・白いすれかに限定し、柄物は認められない。またトレーナーやフード付きのパーカーは認められない。

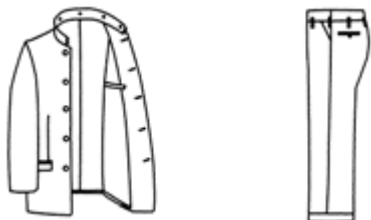
男女生徒共通

1. 異装するときは予め許可を受ける。
2. シャツの裾は、ズボン・スカートの中に入れる。
3. 冬の寒い時期は、学生服の上に防寒衣の着用を認めるが、黒または紺の無地であることを原則とする。フード付きのパーカー等は認めていない。
4. 帽子(キャップ)は登下校時のみ校内では着用を認めない。帽子の色は黒・紺・灰・白いすれかに限定し柄物は認められない。
5. 頭髪は本校基準に準じて、長髪(手で押さえた時に前は眉、横は耳、後ろは襟にかからない)。染色、脱色、パーマ、極端な段差のある髪型等は認めない。

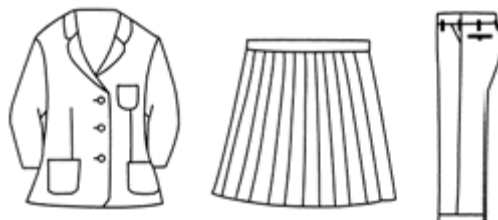
6. 靴は黒の革靴または運動靴を使用する。
7. 体育着，実習着，上履き，体育グラウンド履き，体育館履きは，本校指定のものを使用する。
8. ピアス等の装飾品は身に着けない。
9. 改善が必要な生徒については，再登校指導等もある。

標準型の学生服

男子制服



女子制服



〔注〕 前合せボタンは2つボタン， 3つボタンの
いずれでもよい。